

推進してまいりたいと考えております。

次に庁舎の執務環境の整備についてでございますけれども、現在、教育委員会等の事務所が庁舎から離れている関係上、市民サービスのすべての面で大分欠点に御迷惑をおかけしてゐるわけでございます。そこで、庁舎の隣接地にあります旧昭和飛行機の家族寮跡地を、早ければ五十六年度中に関係者の了解をいいただき、議会とも御相談し、土地の使用権を確保していく所存でございます。また、庁舎の暖房機能が著しく低下しており、これも五十六年度中に冷房化とあわせて改修してまいり、環境整備の一層の向上を図ってまいりたいと考えておりますわけでございます。

以上申し上げて、私の考えをいたします。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお話しをいただきますのでお答え申し上げます。

今日は、教育長が公務出張でございますので、本林田議員さんからの御質問につきましては、教育長の学校教育の基本姿勢について、私よりお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず一番でございますが、最初に福生市におきまして、学校教育の指導方針

を徹底するに当たって、特に配慮することから申し上げますと、国の法律及び東京都教育委員会の方針を基盤として、さらに本市の市民憲章や市民の要望などを充実に、十分勘案いたし、各学校の実態の上に立つて有効適切な指導方針を設定するように努めてまいります。

二番としまして、次に昭和五十六年度の学校教育の指導方針について申し上げます。

基本的には人間尊重の精神と知育、徳育、体育の調和のとれた人間性豊かな市民の育成及び家庭や郷土を愛する児童、生徒の育成を目指す教育を目標にいたしております。さらに、この目標を達成するため、基礎学力の充実、人間尊重教育の徹底、生活指導、進路指導の徹底、健康安全教育の徹底等を重点として取り組んでまいりたいと思っております。

三として、以上申し上げました方針や重点を、一人一人の教職員にまで浸透させるよう指導の充実に図るため、各学校と連携を強化するための学校訪問、教育職員の資質の向上のための研究会、研修会の開催や、研修所大校の設定などを推進していく所存でございます。

以上、教育長にかかりまして学校教育の方針を申し上げました。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○収入役(高水 求君) 森田議員さんの第三点目の御質問が私の方へ参っておりまして、それらについて自席から御答弁させていた方がよいと思います。

質問の要旨は、いわゆる自治法で定められております決算書の中で「不用額」という言葉があります。これは森田議員さんの見解でございます。適当ではないんではなにかというふうな事。それから会計年度独立の原則に立つて出納の修正理期間があるということ、それから最後には決算の認定を議会に提案する時期等についての見解であつたかと思ひます。

まず不用額の件でございますけれども、確かに一般的の用語としては残額とか、あるいは残金とか、こういう言葉が適当であらうかと思ひますけれども、森田先生の御っしゃられておりましたとおり、自治法ではそういう言葉で、不用額という言葉が使用されておりますけれども、いわゆる会計年度独立の原則にのっとりすると、予算の繰り越し使用ということは、特別の場合を除くは認められておりません。したがひまして、これらの予算が繰り越し使用できないというふうなことを明確に位置

づけるために、不用額という言葉を使つておる人ではないかというふうに、私は、私なりに理解をしてゐるわけでございます。要するに不用額ということだけはそれだけ使つてゐるんだという事、あるいは要らなかつたんだというふうな事になるわけでございます。残額という、あるいは予算残額、あるいはただ残金というふうな言葉と若干區別して、会計年度独立の原則にのっとり、翌年度には使用できないうふうなことを強調してある人ではないか、このように、私は、私なりに解釈してゐるわけでございます。

それから次に出納整理期間のことでございますけれども、ごもつともは御意見かと思ひますけれども、いわゆる企業会計と官公署の会計とはおのずから違ふ方式でやっておりますことは御案内のとおりでございますが、企業会計は、要するにその企業の目的は利潤を追求するということであらうと思ひます。したがひまして、その会計方式が一目にして損益、あるいはその資産の状況が一目にしてわかるようなことが要求され、それにのっとり構成されているというのが普通の会計方式の原則であらうと思ひます。しかし、官公署の会計方式は御案内のとおり事業の性格上、その企業会計方式にはなじまないということであらうと思ひ

ます。

要するに、地方公共団体の収入というものは公権力に基づきまして一方的に徴収する、その徴収した歳入をいかに市民サービスに充てるかということがあります。利潤、利益を徴収に求めるというふうな作用は、こういった公共団体の会計については適切な予算執行を妨げることになる人ではなからうかというふうな気がいたします。また、企業会計では特に重視されております、いわゆる財産の状況、そういうものにつきまして、もちろん市では市有の公有財産がたぐんありますけれども、企業で持ち合わせている財産とはおのずから性格が違っています、当然これらは財産はあるとしても、いわゆる処分性には非常に乏しいものであります。また、これらの減価償却の引当金等のことも企業会計であれば当然考えられるわけですが、官公署の会計の場合、そういう引当金、利潤等内部留保をしていくことが果たして公共事業を推進していくことに適当なものであるかどうかというふうなことは、要するに、当該年度の歳出は、当該年度の歳入をもってこれに充てるという会計原則の独立性を遵守いたすならば、いわゆる発生主義会計の方式は官公署に取り入れるのは不適当ではなからうかとい

うふうに私は考えております。いわゆる現金主義会計がより適切な方法であるために、しばしば現金主義会計をとっている以上、やはり年度内ギリギリに発生した歳出については、これを出納の整理期間というものを設けて、未収未払勘定を起さずに、ちやんとした現金の受け入れを持って決済をした方が市民にもよくわかりやすいというふうなことで、この市制町村制が執行されたから以来、こういった戦後自治法に改正されても、こういう会計方式が現在まで続いている原因ではなからうか、こんなふうに私は考えっております。

それから、最後に決算の認定の時期の問題でございますが、かねがね小林田議員さんは九月にどうかというふうなことが過ぎた決算特別委員会でも話題になったように私も承っておりすけれども、決算は過ぎた予算の同一年度の予算の執行状況の實質的計算書でございまして、予算の執行の結果をあらわす手段として、十二月でその情報を提供するという方わめて重要な文書でございしますので、できるだけ早く議会に提案いたしまして、御認定をいただくこと上で市民に公表するということが大変望ましいことではございすけれども、それにはやはり一定の定められた手続も経なければなりません。

私、収入役になる前、二年ほど監査事務局におりましたので、ここに監査の先生もおりますけれども、私がそんなことを申し上げては、あるいは越権であろうかと思ひますけれども、五十四年度の決算認定までには至った経緯などを若干いさ振り返してみますと、まず収入役が決算を調整するには、やはり出納閉鎖が五月三十一日でござりますので、六月から大体七月いっぱいには決算の調整等にかかるわけでございまして、それを市長へ提出しまして、市長が一通り目を通しまして、監査事務局の方へその審査が依頼されるのが、大体八月の中旬ごろでございまして、それから監査事務局で、監査委員の先生方の実質的審査を受ける前に、やはり予備的な審査として事務局サイドで計数の確認などが、あるいは証書類とのつけ合わせの確認、あるいは予算の効率的な運用がどうなっているかというふうなものをあらわの調べるには、やはり八月中旬から九月下旬ごろまでかかるわけでございまして、それから監査委員の先生方に実質的な審査を一週間、ないし十日受ける。それで、その後決算に対する意見書を取りまとめるというふうな経過を経て印刷屋へ回すというふうなことになりますと、大体百五十日前後はかかってしまうというふうなことで、現況では、なかなか

私としては従来どおりの提案の時期が適当ではなかというふうに考えております。ちなみに私も過去にありましたときに、監査事務局長会議だとか、あるいは会計課の収入役会だとかで、この決算の提案の時期が論議されるわけがございすけれども、現況では八月ほどが九月提案という市があるようでございす。これらの市の状況を聞きますと、非常に何といひますか、監査事務局における審査の期間が非常に短いため、意見書を取りまとめるのに精いっぱい、内容の審査ということにはなかなか細かいたところまでいかないというふうなことで、できればもう少し時間が欲しいんだというふうな意見が話し合いの中では出ております。

こんなふうなことからしまして、より決算書の内容を厳正に、しかもわかりやすく、そういうことをモットーにしてやる場合にはやはりある程度の時間が必要ではなからうかと、こんなふうに私は考えております。

以上三点につきまして、私に許可せられました質問についての答弁にかえらせていただきますと思ひます。

○助役（古谷徳男君） 自席から私に対する御質問に対するお答えを申し上げ

げます。

二点のようでごましまして、一つは市民サービスの向上に立つ職員に対する仕事に
対する正しい概念づくり、こういふものをどう考えられているかと、こういうことでご
ましますが、私は、私なりに持っていることを率直に申し上げておきたいんですが、
これは常時必要なことでございます。それには研修という一つの過程を踏んで、
そういふ中でいろいろ知識等を得ていく、それが必要なのでございまして、市
といたしましては毎年一定の計画のもとに研修は行われております。たとえば自治
大学への派遣なども、職員研修所への派遣の研修、それから市独自の研修、
研修にもいろいろ数がございます。

そういふ中で、公務員としてあるべき姿をそれぞれの分野におきまして研修を
行つておるわけでございますが、本年は特に市といたしましてそういう内容の研修
のほか、市独自の管外研修を職員にやらせるべきであると、こういうことから
予算は少ないうちでございますけれども、そういう広く知識を得る機会を与え
ようということでごましまして、本年度予算に若干の予算を計上させていただいてお

ります。

私は、助役に就任してから職員のあり方等についてはどういうふうにしたらよ
いかと、こういうことを考え方はしております。それにはやはり住民の要望にこたえる
職員となる、そういう上では第一番にやはり仕事に対する知識の向上を図るこ
とが一番大事なことで、それらについては、ただいま申し上げました研修の中でそう
いった知識を得るといふことでできるわけでございます。しかし、これらは一応形の
上のできることで、それ以上にものと大事なことは、形にあらわれない、物理的にでき
ない心の触れ合いという、そういう中でお互いに信頼性を持って、そういうことで
いかなければいけないんだと、要するに、よく出てきます人間関係、こういうもの
のばうまくいけばその職場は明るく、そういうために能率も向上し、ひいては
そのことが市民サービスにつながるわけであると、そう思っております。

具体的にはいろいろその方法はいろいろあることでごましますけれども、
微々たることであたりまえのことかもしれませんが、私は就任のときに職員の前
には、朝、帰り、そういうときのお互いによろしくじゃありませんか。こういう
ようなことも一応声をかけております。そういう点からいきましていろいろござい

けれども、私自身といたしましては、立場上自分の見直しというが、自分もやはり
そう言うふうなことでいかなければいけないということも頭にありまして、極力、努力
はいたしておるつもりでございます。全体の職員がよくなり、ひいては住民もよく
なり、市もよくなる、そういうことを頭から離すことはならないわけでございます
して、そのように努力はしてまいりたいと思っております。

はなはだ抽象的な申し上げ方でございますけれども、第一点の職員の発想の
正しい仕事に対する関係は終わらせていただくべきです。

次に条例、規則の見直しの関係でございますけれども、確かに条例という
ものは国の法律と同じようなものでございまして、最終的には市長提案となり
議員提案もございすけれども、この議会におきまして御議決をいただくに
おきましては住民に公表するようにしておるわけでございます。

それでやはり一定のこれは何というんですか、基準がございまして、地方自治法の
中にうたわれておる法の範囲というか限界を超えない程度のもものは条例はつく
てよろしいんだと、これは御存じのとおりであると思ひますけれども、そういう中に
おきましてつくった条例の古いものも、相当現在の社会情勢に合わない、行政

需要に合わない、こういうものもあるうかと思ひます。そういう中で、やはり
市といたしましては、毎年のように現在の情勢に合うような形で条例改正、あ
るいは新設条例、あるいは廃止条例、こういうものはお願いしてゐるわけござ
います。市の中ではそれらを総合的に検討するものに例規審議会という
ものが設けられております。そういう中でその部会条例を審査する際に、
やはりいま森田議員さんがおっしゃられたように、住民にわかりやすい、そういう
住民に親切な条例ということは、そういう審査の中でも出ておるわけございま
す。しかしながら、条例ということになりますと、一定の法律用語、条例用語、
こういう用語もございまして、そういう言い回しの中でどうしてもかたくなるような
形になつてしまふのがございますので、そういう条例上やむを得ないことでございすので、
そういう点では、少しはわかりやすいような条例にするよう、審査の中でも
行つておるわけでございます。

たまたま、ことしの一月になりました、部を通じて国の指示が来つておるわけござ
いますけれども、障害者に関して不適当な用語があったらそれを直すように、
こういう指示が来つております。それは現在の時代にあつたわけじゃないような用語で

ございまして、さういふものは直しなさいと、さういふことでありますので、私の方では全部点検をいたさせました。ところが、それに該当する用語はございせん。しかしながら、それに近いというより、まだ国でも検討しているような用語は若干あるわけではございますが、これらはやはり国に準じまして、今後改正するような時点を果しましたならば改正したいと、あやうに思っております。さういふふうな中におきまして、いろいろむずかしいというが、制約がございますけれども、極力、市民に公平で親切、さういふ市民サイドに立つ条例ということを念頭に置かなきゃいけないと思っておりますので、今後はさういふ点は個々におきまして制定に意を用いる、さういふふうに思っています。

それから古い条例等もございますので、今後、再度調べていきたいと思っております。

簡単ではございますけれども、私の発言いたします。

○議長(小林菊三君) 三時四十分まで休憩します。

午後三時二十六分 休憩

午後三時四十分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○七番(小林治男君) 自席からお許しをいただきますして、要望を申し上げます。

質問内容が大変漠然としたし、漠然といいますが、概念論が主体でございますので、再質問を避けて私の考え方を申し上げ述べさせていただきます、あわせて、要望を申し上げます、さういふふうに考えております。

最初に市長にどのような所をつくり上げるんだというふうな大変漠然とした質問を申し上げたわけでありまして、やはり市長という立場で福生市の理念といいますが、都市の理念といいますが、都市の折口学、このようなものを、やはり、先ほど打ち出されまして大変結構だと思っております。さらに研究されまして、さうした折口学をきちっと持っていたら、二番目の質問の国庫支出金、特に基地関係の予算獲得に奔走していただかない。大変、生意気のようなのですけれども、申し上げます。

それから、財源の関係でございすけれども、目先にとらわれずに、ひとつ

ひもつきでない財源の獲得に向かつて邁進していただきたいというふうに考えます。

先ほどの貫井議員の質問の中に、発想の転換を求められているようなことが一つございまして。大変心に縮ですけれども、先ほど貫井議員が下水道の料金のことで、基地の下水道料金を国庫の方からどうかというような質問があったように思います。これ単純に考えればですね、先ほど、市長答弁では、パイプを太くする規定、条例を改正すればという考え方もあるかもしれませんが。しかし、発想の転換を試みるならば私に言わせれば、要するに基地やものの基本約でもって成り立つてある。市民税を福生市に納めていただいておりますわけではないわけです。そのような観点に立ちますと、市民と同じ下水道料金、同じではないと思いますが、そういう面から国庫に対して、国に対して、いわゆる防衛予算の枠の中から下水道料金も徴収できるんじゃないかというようには発想に結びついていくんじゃないかなというふうなこともあわせ考えられるわけでございます。先ほど申し上げましたように、財源の獲得と当市にとって有利のような方向にひとつ進んでいただきたい。とにかく横田基地はない方が

いいわけですが、現実として福生市の未来を語る場合に、市は横田基地とは切っても切れない関係にあります。そういうことを十分御留意の上、財源の確保ということで御奔走いただきたいと思います。

次に教育のことでございますけれども、学校教育、特にきょうは教育長がおられたいですけれども、職員の資質、これによってわが国の教育が決まってしまうというふうなことでないかと思っています。大きく言えば日本の未来の担い手なる子供たち、職場としての学校というふうなところをえ方をされておる職員が当市にはおられないと思いますけれども、就職のために学校に入ったんだと、こういう教職員が仮におるとすれば、私は大変好ましい状況ではないという判断をいたしております。やはり学校は人間をつくるんだ、日本の未来の担い手をつくるんだ、教育を通して子供たちは日本の背負い手なのである、そういう、ひとつ教育の場ですね、教える側の、福生にはないと思いますけれども、就職のためにしたんだというふうなことであつてはならないと思います。重々ひとつ教職員の資質といいますか、学校にときどき参って検討されるように、ひとつ要望をいたしておきます。

それから収入役に対します質問の中で不用額についての見解を求めたわけでありましてけれども、答へとしては当然であらうというふうに思っています。これは先ほどの登壇して私が申し上げましたように、やはり元金として、何とか年度内に使つてしまわないと来年度にいくというふうな考え方ですね。こういう考え方が私はあると思います。これについてはですね、やはり私ども議会の方でも、かなり節約をしたんだということがわかれば、何で使わなかったんだというふうなことは、決算委員会の人々でもいいますで余りないと思います。むしろよく節減をしたとほめていふ言葉が多々やに見受けられます。したがって、これは特に収入役が中心になつて、実は不用じゃないんだと、残額という意味なんだというふうに指導していただきたらいいというふうに思っています。

それから、会計年度の独立の原則の関係、それに出纳閉鎖のことですけれども、普通の一般の個人においては十二月三十一日で締めるわけですね。企業においては年に一回出纳閉鎖するわけですが、さうとしたら出纳閉鎖なんている余裕はないわけですね。どうも余裕があるために非常に先ほども収入役から答へがありましたけれども、過年度に対するものの考え方が非常に甘いと思

います。私も再三指摘をしているんですが、過年度分の収入、こういうものに對する考えが甘いために、非常に区切りを欠けるといいますか、新元金を持ちが、役所というのは三月三十一日に終つて四月一日に始まるわけなんですけれども、どうもさういう区切りというものに非常に欠けているというふうに思われます。これが悪い方向に転換をしなければ結構です。しかしながら、さういふことがその区切りに欠けるということから、ややもすると情性に流れる、非常に悪い結果に結びつくやに思われます。ひとつ収入役を中心として、こゝ方も指導されるよう要望をいたしておきます。

それから最後の決算認定の時期でございますけれども、役所サイドの考え方といたしますが、さうらに立てばそれはやつくりやるに決まっています。先ほど申し上げたように、市民サービスというふうなことを前提、さらには決算をもとに、来年度の予算編成にいろいろな意味でもって生かすべく、ちやならぬという大前提があると思ひます。認定だけ受ければそれでいいんだという考え方であればいけないと思ひます。さういふ辺にも立て、先ほどの説明にもありましたように、二十六市中八市すでに行つておるわけですね。私は決算委員

会でも刑の収入役にならんとすることになり、何か本年度あたりは始める
というような答弁を私にいただいたと思っております。そのような観点に立て、
要するに市民の暮らしに役立てるために早目にやる人だと、何も決算書を印
刷して、最初はこのやり方はものをつくらなくてはいいと思ひます、審議の段階
では、ひとつ柔軟性を持って、なるべく早い時期に議会の認定を受けるべく、
まず九月議会ということですが、提出されますよう、ひとつ格段の努力を
お願いいたしますと思ひます。

それから市民サービスという観点から、助役に幾つか質問を申し上げたわ
けでございますけれども、発想の転換を試みない限り旧態依然であるうと思
ひます。

この発想の転換といいますと、特に先ほど非常に厳しい指摘をいたしますが、
申し上げたと思うんですが、先日の全協でもちやうと私触れておきましたけれ
ども、市営住宅の募集集にかかわる考え方、私はここで一つ例として取り上げ
たわけです。ある一定の収入ですね、収入の上限、下限をもつてその中に母子家
庭の人、母子家庭の家、あるいは収入がらうど合人、身障者を保持して

非常に困っている方、あるいはお父さん、お母さんがいなくて収入がないから市営住
宅には入れないと思うんですが、とにかく一つの枠の中におおむね収入基準とい
うことだけを入れて、それで市民の方から応募していただき、がらやがらやかま
ざてあつたは当選です、あつたは外れました。これでは確かに役所のサイドか
らするとやっていることは抜け目がありません。しかしながら、市民税を使い、国の
税金を使って、とにかく皆さんから納めていただいている税金で市営住宅を建
てたという観点に立てば、これでいんだらうかということをお私に言いたいわけです。

市営住宅の中には母子向け住宅というようなものもありますけれども、とにかく
国営とは違って市営ですので、住宅困窮者——住宅困窮者といいますが、
いまの日本の住宅事情は全体的には一〇％くらい余っているやうです。そのやうな
ことからすると、住宅困窮者というのとはちやうと私に言わせると違つてはすうな
いかなと思ひます。まして市営住宅ですので、非常に困っている市民を入れる
べく私はやっぱり発想の転換をすべきではなからうか、これは今後の問題になりま
すけれども、発想の転換という例として申し上げておきたいわけですが、そのやうな
観点に立て、とにかく収入だけよければよろしいというやうな考えでなく、困っている